

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和4年3月30日(2022.3.30)

【公開番号】特開2021-104113(P2021-104113A)

【公開日】令和3年7月26日(2021.7.26)

【年通号数】公開・登録公報2021-032

【出願番号】特願2019-235795(P2019-235795)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】令和4年3月16日(2022.3.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技者による操作対象とされる操作手段と、

判定を行う判定手段と、

前記判定手段による判定にて所定の結果が得られたことに基づいて遊技者に特典を付与する特典付与手段と、

前記操作手段に対しての操作受付が許容される受付許容状態において前記操作受付がなされると、該操作受付がなされたことに応じた受付後変化を実行可能な受付状態実行手段とを備え、

前記受付許容状態においては、前記操作手段を摸した摸画像表示と、該摸画像表示とは異なる画像表示であり且つ周期的变化が現れる画像表示である受付状態関連周期性表示との両方が表示される遊技機であって、

前記受付許容状態のうち、前記受付状態関連周期性表示と前記摸画像表示との両方が表示される受付許容状態は、

前記摸画像表示として、前記操作受付が複数回許容されている状態にある操作手段を摸した摸画像表示が表示されず、前記操作受付が1回だけ許容されている状態にある操作手段を摸した摸画像表示が表示される第1種別表示許容状態と、

前記摸画像表示として、前記操作受付が複数回許容されている状態にある操作手段を摸した摸画像表示が表示される第2種別表示許容状態と

に分類可能であり、

少なくとも前記第2種別表示許容状態の発生に際しては、前記受付状態関連周期性表示が、前記摸画像表示の表示タイミングと同じタイミングで表示されない場合と、前記摸画像表示の表示タイミングと同じタイミングで表示される場合との両方があるようになっており、

前記第2種別表示許容状態は、前記操作受付が複数回許容されている状態にある操作手段を摸した摸画像表示が前記受付状態関連周期性表示と同じタイミングで表示されない異時期表示許容状態として発生する場合、当該異時期表示許容状態においては、前記操作受付が複数回許容されている状態にあり且つ前記摸画像表示として表現されている操作手段を操作した状態に維持し続けると、前記操作受付が複数回なされない場合がなく、前記操作受付が複数回なされるようになっており、

40

50

さらに、

前記第2種別表示許容状態は、前記操作受付が複数回許容されている状態にある操作手段を摸した摸画像表示が前記受付状態関連周期性表示と同じタイミングで表示される同時期表示許容状態として発生する場合、当該同時期表示許容状態においては、前記操作受付が複数回許容されている状態にあり且つ前記摸画像表示として表現されている操作手段を操作した状態に維持し続けると、前記操作受付が複数回なされない場合が少なくともあるようになっており、

さらに、

前記同時期表示許容状態には、一の発生条件でありながら、特定種別の演出音が可聴出力されているなかで発生する場合と、特定種別の演出音が非可聴状態にされているなかで発生する場合との両方がある特別の受付許容状態が含まれておる、

10

前記異同時期表示許容状態には、一の発生条件でありながら、特定種別の演出音が可聴出力されているなかで発生する場合と、特定種別の演出音が非可聴状態にされているなかで発生する場合との両方がある受付許容状態が含まれておらず、

前記特別の受付許容状態が発生する時点で終了している前回の図柄変動が第1変動パターンで実行されていた場合、当該特別の受付許容状態は、前記特定種別の演出音が非可聴の状態にされているなかで発生し、前記特別の受付許容状態が発生する時点で終了している前回の図柄変動が第2変動パターンで実行されていた場合、当該特別の受付許容状態は、前記特定種別の演出音が可聴出力されているなかで発生することを特徴とする遊技機。

20

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

このような従来の遊技機では、遊技興趣の低下が懸念される。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

30

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

手段1：遊技者による操作対象とされる操作手段と、

判定を行う判定手段と、

前記判定手段による判定にて所定の結果が得られたことに基づいて遊技者に特典を付与する特典付与手段と、

前記操作手段に対する操作受付が許容される受付許容状態において前記操作受付がなされると、該操作受付がなされたことに応じた受付後変化を実行可能な受付状態実行手段とを備え、

40

前記受付許容状態においては、前記操作手段を摸した摸画像表示と、該摸画像表示とは異なる画像表示であり且つ周期的变化が現れる画像表示である受付状態関連周期性表示との両方が表示される遊技機であって、

前記受付許容状態のうち、前記受付状態関連周期性表示と前記摸画像表示との両方が表示される受付許容状態は、

前記摸画像表示として、前記操作受付が複数回許容されている状態にある操作手段を摸した摸画像表示が表示されず、前記操作受付が1回だけ許容されている状態にある操作手段を摸した摸画像表示が表示される第1種別表示許容状態と、

前記摸画像表示として、前記操作受付が複数回許容されている状態にある操作手段を摸した摸画像表示が表示される第2種別表示許容状態と

50

に分類可能であり、

少なくとも前記第2種別表示許容状態の発生に際しては、前記受付状態関連周期性表示が、前記摸画像表示の表示タイミングと同じタイミングで表示されない場合と、前記摸画像表示の表示タイミングと同じタイミングで表示される場合との両方があるようになっており、

前記第2種別表示許容状態は、前記操作受付が複数回許容されている状態にある操作手段を摸した摸画像表示が前記受付状態関連周期性表示と同じタイミングで表示されない異時期表示許容状態として発生する場合、当該異時期表示許容状態においては、前記操作受付が複数回許容されている状態にあり且つ前記摸画像表示として表現されている操作手段を操作した状態に維持し続けると、前記操作受付が複数回なされない場合がなく、前記操作受付が複数回なされるようになっており、

さらに、

前記第2種別表示許容状態は、前記操作受付が複数回許容されている状態にある操作手段を摸した摸画像表示が前記受付状態関連周期性表示と同じタイミングで表示される同時期表示許容状態として発生する場合、当該同時期表示許容状態においては、前記操作受付が複数回許容されている状態にあり且つ前記摸画像表示として表現されている操作手段を操作した状態に維持し続けると、前記操作受付が複数回なされない場合が少なくともあるようになっており、

さらに、

前記同時期表示許容状態には、一の発生条件でありながら、特定種別の演出音が可聴出力されているなかで発生する場合と、特定種別の演出音が非可聴状態にされているなかで発生する場合との両方がある特別の受付許容状態が含まれておらず、

前記異時期表示許容状態には、一の発生条件でありながら、特定種別の演出音が可聴出力されているなかで発生する場合と、特定種別の演出音が非可聴状態にされているなかで発生する場合との両方がある受付許容状態が含まれておらず、

前記特別の受付許容状態が発生する時点で終了している前回の図柄変動が第1変動パターンで実行されていた場合、当該特別の受付許容状態は、前記特定種別の演出音が非可聴の状態にされているなかで発生し、前記特別の受付許容状態が発生する時点で終了している前回の図柄変動が第2変動パターンで実行されていた場合、当該特別の受付許容状態は、前記特定種別の演出音が可聴出力されているなかで発生することを特徴とする遊技機。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】4530

【補正方法】変更

【補正の内容】

【4530】

また、上述した演出例では、全ての受付期間で同じ操作手段（例えば、操作ボタン410）に対して操作機會を付与することとしたが、受付期間の種別に応じて異なる操作手段に対して操作機會が付与されるようにしてもよい。例えば、第1E受付期間（図253など）では、操作ボタン410を摸した摸画像表示（ボタン摸画像B M G）が少なくとも表示されて該操作ボタン410に対する操作受付が複数回許容されるのに対し、第2E受付期間（図258など）では、刀装飾体5001を摸した摸画像表示（刀装飾画像S Y G）が少なくとも表示されて該刀装飾体5001に対する操作受付が複数回許容されるようにしてもよい。これと同様に、第3E受付期間～第6E受付期間についてもその種別に応じて

10

20

30

40

50

操作機会が付与される対象がそれぞれ設定されるようにしてもよい。

10

20

30

40

50